

領土問題をめぐる米国の「中立政策」尖閣諸島と日米安保条約

笈米地, 真理

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

74

(開始ページ / Start Page)

167

(終了ページ / End Page)

185

(発行年 / Year)

2015-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010884>

領土問題をめぐる米国の「中立政策」 尖閣諸島と日米安保条約

公共政策研究科 公共政策学専攻
博士後期課程1年 笈米地 真理

要 約

2014年4月、オバマ大統領が来日し、首脳会談後に日米共同記者会見が行われた。日本では、尖閣諸島は日米安全保障条約第5条の適用対象であることをオバマが明言したことが特に大きく報道された。しかし、オバマは、そのあとのくぐり、米国の立場は新しいものではなく、米国は尖閣諸島の領有権に関する最終的な決定については特定の立場を取っていない旨を述べている。さらに、オバマは、この問題をめぐって、日中間で対話と信頼構築ではなく、事態を悪化させる行為を続けることは、大きな誤りだとも述べたが、これらが報道されることは少なく、「尖閣は安保の適用対象」ということが大々的に喧伝された。

尖閣諸島の領有権についての米国の立場は、「施政権は返還するが主権については特定の立場をとらない」と沖縄返還の際に米側が表明して以来、一貫したものである。さらに、米国は、北方領土と竹島についても、「主権については特定の立場をとらない」としている。このような日本の「領土問題」をめぐる米国の「中立政策」については、豊下楯彦らが米国の意図的な戦略だとしている。

本論文では、日本にかかる「領土問題」、とりわけ尖閣諸島問題をめぐる米国の「中立政策」が、紛争の火種を残すための意図的なものであるか否かを検証する。

さらに、米国が中立政策をとった背景が、当時の米国と台湾との間の繊維交渉に対する見返りだとの主張があるが、尖閣諸島問題にかかる米国による中立政策の背景を考察し、問題の解決に向けた一つの視座を提示したい。

キーワード

尖閣諸島、主権、施政権、沖縄返還、繊維交渉

はじめに

2014年4月、バラク・H・オバマ (Barack H. Obama, Jr.) アメリカ合衆国 (以下、米国) 大統領が来日し、4月24日に安倍晋三首相との首脳会談が行われ、その後、共同記者会見が実施された。日本では、オバマが「Article 5 covers all territories under Japan's administration, including the Senkaku Islands¹」(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」以下、日米安保条約) 第5条は尖閣諸島²を含む日本の施政下にあるすべての領域に適用される」と明言したことが特に大きく報道された。

しかし、オバマは、そのあとのくぐり、米国の立場は新しいものではなく、米国は尖閣諸島の領有権に関する最終的な決定については特定の立場を取っていない旨を述べている³。また、オバマは、この問題を平和的に解決すること、つまり状況を悪化させることなく、大げさな表現は使わず、挑発的行動を取らず、日本と中国が協力できる方法を見つけることが重要であると、特に、米国は中国と強固な関係にあり、中国はこの地域のみならず、世界にとって大変重要な国であると強調した。さらに、この問題をめぐって、日中間で対話と信頼構築ではなく、事態を悪化させる行為を続けることは重大な誤りだとも述べたが⁴、これらのオバマの発言が報道されることは少なく、「尖閣に安保適用」と大統領が初めて発言したことが大々的に喧伝された⁵。尖閣諸島の領有権に関する米国の「中立の立場」は、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆

国との間の協定⁶⁾ (以下、沖縄返還協定) が調印された 1971 年 6 月 17 日、米務省のチャールズ・W・ブレイ (Charles W. Bray III) 報道官が「米国政府は、尖閣列島の主権について中国政府 (引用者注: 台湾の中華民国政府のこと。北京の中華人民共和国政府ではない) と日本との間に対立があることを承知している。米国はこれらの島々の施政権を日本に返還することは、中国の根元的な主張をそこなうものではないと信ずる⁷⁾」と表明して以来、一貫したものである⁸⁾。また「尖閣が安保条約 5 条の適用対象」ということも、2010 年の漁船衝突事件以降、ヒラリー・R・クリントン (Hillary R. Clinton) 国務長官などが明確に表明していたし、それ以前のジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権時代の 2004 年 3 月にも、当時の国務省副報道官が、記者会見で尖閣諸島政策として明確に示していた⁹⁾。

確かに、「尖閣が安保条約 5 条の適用対象」と米国の大統領が明言したのは初めてだが、その方針は新しいものではなく、従来の立場を大統領が述べただけである。一方で、「米国は尖閣諸島の領有権に関する最終的な決定については特定の立場を取っていない」ことを繰り返し述べ、尖閣問題の平和的解決の重要性を強調した。「尖閣が安保の適用対象」と大統領が明言することは中国に対する牽制の意義はあるのだろうが、米国政府が従来の立場を変更したわけではないので、むしろ、尖閣問題の平和的解決の重要性を繰り返し、安倍首相にも伝えたことの方が重要だと筆者は考える。

しかし、全体を見渡した場合、首相の意向を忖度したかのような報道が目立った。たとえば、読売新聞をはじめ多くの主要メディアは、オバマが安倍首相に「事態がエスカレートし続けるのは正しくない¹⁰⁾」と述べたと報道していたが、朝日新聞と共同通信は「この問題がエスカレートし続けるのは大きな過ちだ¹¹⁾」と述べたと伝えていた。オバマ大統領が会見で発した言葉は、ホワイトハウスが発表した正文テキストによれば「a profound mistake」である。正確に訳すと、「深刻な過ち」とか「重大な誤り」という表現になるはずである。ちなみに、琉球新報は、4 月 27 日朝刊 3 面で「公式の同時通訳」が「正しくない」と訳したのは「誤訳」だと報じたが、5 月 1 日の紙面で「『公式の同時通訳』とあるのは『テレビ中継の同時通訳』の誤りでした」と訂正した。

「尖閣は第 5 条の適用対象」と大統領が初めて明言したにもかかわらず、尖閣の領有権については、「特定の立場を取らない」という従来からの米国の一貫した「中立の立場」は変更しないことが再確認された。オバマは尖閣問題の平和的解決の重要性を繰り返し、問題がエスカレートし続けるのは大きな誤りだと安倍首相に警告した結果となっている。

他方、米国は、北方領土と竹島についても「主権については特定の立場をとらない」としている旨を豊下楯彦らは主張している¹²⁾。このような日本の「領土問題」をめぐる米国の「中立政策」については、豊下¹³⁾や原貴美恵¹⁴⁾、孫崎享¹⁵⁾らが、米国の意図的な戦略だとしている。

本論文では、日本にかかる「領土問題」、とりわけ尖閣諸島問題をめぐる米国の「中立政策」が、紛争の火種を残すための意図的なものであるか否かを検証する。

さらに、米国が中立政策をとった背景には、当時の米国と台湾との間の繊維交渉に対する見返りとの主張が見られるが¹⁶⁾、尖閣諸島問題にかかる米国による中立政策の背景を分析し、問題の解決に向けた新たな視座を提示したい。

1.1 沖縄返還と米国の中立政策

米国による尖閣諸島に対する「中立の立場」を最初に示した資料としては、1970 年 9 月 10 日のロバート・J・マクロスキー (Robert J. McCloskey) 米務省報道官の以下の発言がある。マクロスキー 報道官は、「もし、尖閣諸島に対する主権の所在をめぐる紛争が生じた場合米国はいかなる立場をとるのであるか¹⁷⁾」との質問を受け、「主権の対立がある場合には、右は関係当事者間で解決さるべき事柄であると考え¹⁸⁾」と答えた。

これは、沖縄の早期返還と県民福祉の向上を目的として設立された「南方同胞援護会¹⁹⁾」(以下、援護会) が発行する機関誌『季刊沖縄』第 56 号および第 63 号に資料として掲載されている。援護会は、「尖閣列島の領土権の裏付けとなるべき資料²⁰⁾」を収集し、機関誌『季刊沖縄』上で日本の領有権主張の根拠として発表した²¹⁾。それらの資料の一環として、マクロスキー 報道官の発言がある。しかし、上記のマクロスキー 発言の内容は、米国は主権については中立の立場を表明しており、日本の領有に有利になるとは受けとめにくい。同日のマク

ロスキー発言の一部である「States Department spokesman Robert McCloskey stated on September 10,1970, that the United States would remain neutral.²²」(国務省マクロスキー報道官は1970年9月10日に、国務省は中立を保つと声明しました)は、中国側の領有権を示す根拠として『米上院沖縄公聴会の記録 (Okinawa Reversion Treaty, Hearings before the Committee on Foreign Relations United States Senate)』に掲載されている。しかし、マクロスキーのこの発言の前にもやりとりがあり、以下の「答」にある内容が「尖閣列島」は「琉球列島の一部」であることを米国が認めたとも受けとれるために、日本の領有に有利になる資料として『季刊沖縄』に掲載したものと考えられる。

尖閣列島領有に関する米国務省マクロスキー報道官の質疑応答 外務省仮訳 (昭和45年9月10日)

問 琉球列島の一部として米国の施政権下にある尖閣諸島に、中華民国の国旗が立てられたという報道があるが、尖閣諸島の将来の処置に関し、米国はいかなる立場をとるのか。

答 対日平和条約第三条によれば、米国は「南西諸島」に対し施政権を有している。当該条約中のこの言葉は、第二次世界大戦終了時に日本の統治下にあつて、かつ、同条約中ほかに特別の言及がなされていない、北緯29度以南のすべての島を指すものである。平和条約中におけるこの言葉は、尖閣列島を含むものであることが意図された。

当該条約によって、米国政府は琉球列島の一部として尖閣諸島に対し施政権を有しているが、琉球列島に対する潜在主権は日本にあるものとみなしている。1969年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領の間の合意により、琉球列島の施政権は、1972年中に日本に返還されることとされている²³。

援護会がつくった尖閣列島研究会は、「尖閣列島の領土権の裏付けとなるべき資料²⁴」を集め、『季刊沖縄』第56号で発表した「尖閣列島と日本の領有権²⁵」の中で、上記引用の「答」を引用している。マクロスキーの「答」の中にある「潜在主権」を「潜在的な主権」と記述し、「潜在的な主権とは最終的な領土処分権のことであり、これがわが国にみとめられていることは、琉球列島の一部である尖閣列島に対する領有権が、日本に帰属していることを意味している²⁶」と注の中で解説している。

たしかに、マクロスキーは、「米国政府は琉球列島の一部として尖閣諸島に施政権を有しているが、琉球列島に対する潜在主権は日本にあるものとみなしている」と述べている。しかしながら、「潜在主権(または残存主権) residual sovereignty」ではなく、「主権 sovereignty」がどうなるかについては慎重に言及を避けている。その上で、「主権の所在をめぐる紛争が生じた場合」を問われたマクロスキーは「関係当事者間で解決されるべき」と答えている。返還されるのは施政権であつて、主権については中立を保つとも受け取れるだろう。このことは、1年9か月後の『季刊沖縄』第63号に掲載された「尖閣列島と日本の領有権」の中では、「戦後尖閣列島に対して施政権を行使してきたアメリカは、(中略)尖閣列島をめぐる領有権問題については中立・不介入の立場をとることを再三表明している(1970年9月10日、国務省報道官マクロスキー談話、および1971年6月17日ブレイ国務省報道官声明など)²⁷」と述べられている。

在米華人たちは、このマクロスキーの発言を1971年5月23日付の『ニューヨーク・タイムズ (The New York Times)』に、「ニクソン大統領および米国議会議員諸氏への公開状『保衛釣魚台』(“An open letter to President Nixon and members of the Congress”）」として掲載した。実質的には意見広告ともいえるその内容は、1970年10月の米上院外交委員会での沖縄返還協定公聴会にも討議用参考資料として提出され、後日、上述した『米上院沖縄公聴会の記録』にも記録されることになった²⁸。

先にも述べたが、沖縄返還協定が調印された1971年6月17日、米国務省のブレイ報道官は、記者会見で以下の発言をした。

米国政府は、尖閣列島の主権について中国政府と日本との間に対立があることを承知している。米国はこれらの島々の施政権を日本に返還することは、中国の根元的な主張をそこなうものではないと信ずる。米国はこの島の施政権移行によって、日本が従前から同島に対して持っていた法的権利に口をさしはさむ

ことはできないし、また、中国の権利が減少するということもできない²⁹。

米国は、その後も折に触れて、尖閣諸島の領有権については、最終的に判断する立場にはなく、領有権をめぐる対立が存在するならば、関係当事者間の平和的な解決を期待するとの中立的な立場を示している。現在のオバマ政権の下でも、フィリップ・J・クローリー（Philip J. Crowley）国務省報道官は同様の見解を表明している³⁰。その一方で、2013年の8月に来日した共和党のジョン・S・マケイン（John S. McCain III）上院議員は、沖縄県・尖閣諸島は「日本の領土だ」と述べた。朝日新聞の加藤洋一編集委員は、「マケイン氏は『尖閣諸島に対する日本の主権は明確だ。この点は論議の対象とされるべきではない』と語り、日本の立場を全面的に支持する考えを示した³¹」と書き、米国の対尖閣諸島政策が変更したかのように報じた。ところが、このマケイン発言に対して、米国務省のジェニファー・R・サキ（Jennifer R. Psaki）報道官は、同年8月22日、「米国は（日本と中国の）どちらの側にも立たない。この立場は変わっていない」と述べた。日本の領有権を認めたマケイン発言を否定し、日本の施政権を前提としながらも領有権については特定の立場をとらないという従来の見解を示した形となった³²。

1.2 サンフランシスコ平和条約第26条と北方領土問題

日本の「領土問題」に関しては、尖閣諸島の他にも、北方領土や竹島問題でも、その当事者国の他に米国の影響が大きいのである。この米国の対応は、松本俊一が『日ソ国交回復秘録』で指摘した1955年の「ダレスの恫喝³³」に通ずるものがあると筆者は考える。

1955年4月1日、日本政府全権委員に任命された松本は、元駐日ソビエト連邦大使のヤコフ・A・マリク（Yakov A. Malik）全権と、国交回復をめぐる日ソ交渉を英国のロンドンで行った。同年8月、新たに首席全権となった重光葵外相は、北方4島のうちの歯舞・色丹の2島の引き渡しをソ連側の最終譲歩であるとする領土条項を設けた平和条約に署名しようとした。8月19日、重光外相は米国大使館にジョン・F・ダレス（John F. Dulles）国務長官を訪問して、日ソ交渉の経過を説明した。その際、領土問題に関するソ連案を示して説明を加えた。そのときのダレスの反応を、松本は『日ソ国交回復秘録』で述べている。

ダレス長官は、千島列島をソ連に帰属せしめるということは、サン・フランシスコ条約でも決まっていない。したがって日本側がソ連案を受諾する場合は、日本はソ連に対しサン・フランシスコ条約以上のことを認めることとなる次第である。かかる場合は同条約第26条が作用して、米国も沖縄の併合を主張する地位にたつわけである。ソ連のいい分は全く理不尽であると思ふ。特にヤルタ協定を基礎とするソ連の立場は不可解であって、同協定についてはトルーマン前大統領がスターリンに対し明確に言明した通り、同協定に掲げられた事項はそれ自体なんらの決定を構成するものではない。領土に関する事項は、平和条約をまって初めて決定されるものである。ヤルタ協定を決定とみなし、これを基礎として論議すべき筋合いのものではない。必要とあればこの点に関し、さらに米国政府の見解を明示することとしてもさしつかえないという趣旨のことを述べた³⁴。

その日、ホテルに戻った重光外相は、「ダレスは全くひどいことをいう。もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せしめたなら、沖縄をアメリカの領土にするということをいった³⁵」と、ダレスの主張について松本に話したという。

このことについては、元外務省主任分析官の佐藤優が『日ソ国交回復秘録』の解説で触れており、「本書には、未だ日本外務省が公開していない機密情報が多数含まれている。その中でもっとも重要なのは『ダレスの恫喝』だ³⁶」と指摘している。「米国務省がワシントンの日本大使館にも、日本がソ連案を受諾するならば、米国は沖縄を併合することができる地位に立つと伝達してきたのだから、『ダレスの恫喝』は個人的発言ではなく、米国の国家意思であることが明白だ³⁷」と佐藤は述べている。ちなみに、1951年9月8日にアメリカ合衆国のサンフランシスコ市で署名されたことから、「サンフランシスコ条約」、「サンフランシスコ平和条約」、または「サンフランシスコ講話条約」などと呼ばれる「日本国との平和条約」（1952年条約第5号）の第26条の

条文は以下の通りである。微妙なニュアンスもあるので英文も掲載する。

Treaty of Peace with Japan

Article 26

Japan will be prepared to conclude with any State which signed or adhered to the United Nations Declaration of 1 January 1942, and which is at war with Japan, or with any State which previously formed a part of the territory of a State named in Article 23, which is not a signatory of the present Treaty, a bilateral Treaty of Peace on the same or substantially the same terms as are provided for in the present Treaty, but this obligation on the part of Japan will expire three years after the first coming into force of the present Treaty. Should Japan make a peace settlement or war claims settlement with any State granting that State greater advantages than those provided by the present Treaty, those same advantages shall be extended to the parties to the present Treaty.³⁸

日本国との平和条約

第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。³⁹

日本語の条文は、このように非常にわかりにくい文章である。同条約の 27 条には、「DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951, in the English, French, and Spanish languages, all being equally authentic, and in the Japanese language.⁴⁰ 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した⁴¹」とあり、これも日本語の文章では明示的ではないが、同条約の正文は英語、フランス語およびスペイン語であり、日本語は正文に準ずる扱いであっても正文ではない。

同条約の日本語については、特に極東国際軍事裁判（東京裁判）の受諾について述べた第 11 条の解釈が議論となり、日本語が正文なのか訳文なのか問題となった。これについては、1951 年 11 月、参議院の平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、曾祢益参議院議員が「日本語というものは条約上の正文ではないと思いますが⁴²」と問い、西村熊雄外務省条約局長は「第二十七條に規定してあります通りに条約の正文の一つでございます。いや、正文ではございません。日本語によつて作成したとありますから、何と申しましようか、正文というのは当りませんが、公文とでも申しましようか、公文であつて、訳文ではございません⁴³」と答弁している。

北方領土交渉における「ダレスの恫喝」については、日本とソ連との間に解決できない問題を残すために米国が意図的に行ったという説も根強い。サンフランシスコ平和条約研究の専門家である原貴美恵は、「日ソ間で領土問題が妥結し和解が成立すれば、沖縄からの米軍撤退に圧力が掛ってくる。そこでダレスは対日平和条約中で曖昧にされていた沖縄の主権問題を、逆に『揺さ振り』のカードに使ったのである。1956 年 8 月、自身が万一に備えて挿入しておいた『歯止め条項』ともいえる 26 条を利用して、ダレスは日本に対し、もしソ連に北方領土問題で譲歩するなら沖縄の潜在主権も保障出来ないと脅しをかけた⁴⁴」という。戸丸廣安は、「この陰（引用者注：戸丸のいう『ダレスの牽制』）には、『北方領土は反ソ感情の原点であり、早期返還は好ましくない』との米政府の考えがある。日本の公安関係者も、米ソ冷戦下で、北方領土が長くソ連支配下に置かれている限り、日本が反ソであり続けるとの読みが米国にある、と分析している。もし早期返還ともなれば日本が対ソ政策で“一人歩き”するきらいがあったからである⁴⁵」としている。田中孝彦も、「このダレスの発言は、領土問題で日本がソ連に対して再び強硬な姿勢をとるものを希望したのもであり、その背景には、日

ソ交渉が日本の領土問題譲歩に基づいて平和条約の締結へと至ることを遷延するかまたは阻止しようというアメリカの意図が見え隠れしている。同時に、日本の南千島返還要求を支持することによって、鳩山の『アデナウアー方式』による国交回復方針も牽制しようとしたのであろう⁴⁶と指摘している。その他にも、外務省欧亜局長を務めた東郷和彦が、「冷戦のさなかに、アメリカは日ソ間の領土問題での妥協を好まなかったのである⁴⁷」と述べている。

しかしながら、下斗米伸夫は「サンフランシスコ平和条約の第26条によって導かれる条約上の法理であり、米国の陰謀とは言えない」と述べている⁴⁸。下斗米は、「ダレスによれば、沖縄と千島とは同じ法的立場にあるのであって、サンフランシスコ条約第26条によれば、ソ連に千島の主権を認める二島の決着は、沖縄での日本の主権を放棄することになるということだった。条約は日本の『千島放棄』をうたっただけであって、その後の帰属は決めていないのである。他方沖縄は当時米軍の信託統治となっていた⁴⁹」と『日本冷戦史』の中でも述べている。その根拠として、米國務省の外交官で日露関係の専門家として活躍したリチャード・D・ヴィラフランカ (Richard de Villafranca) の論文を挙げている。ヴィラフランカは、論文「日本と北方領土論争：過去・現在・未来 (“Japan and the Northern Territories Dispute: Past, Present, Future”）」の中で、以下のように述べている。

ダレスは、もし日本が千島列島におけるソビエトの主権を認めれば、琉球諸島についてもサンフランシスコ条約第26条に基づいて同様に主張するであろうと言った。もし、条約非署名国 (例えばソビエト社会主義共和国連邦) が、日本国と署名国との間の待遇よりもさらに良い条件を得るならば、第26条に基づいて米国は同様の条件を要求することができるからである⁵⁰。

2.1 尖閣諸島に関する中立政策の背景 中国名の米軍射爆撃場

尖閣諸島をめぐる米国の「中立的な立場」についても、同じような議論がある。

例えば、「尖閣諸島の領有権問題で『中立の立場』を採るという米国の『あいまい』戦略は、日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍のプレゼンスを正当化するという意味において、いわゆる『オフショア・バランスィング (offshore balancing)』戦略の一つの典型例と言える⁵¹」と、豊下楯彦は指摘している。

原も米国が「中立の立場」を採った背景は、「日中間、とりわけ沖縄近辺に領土係争が存在すれば、『日本の防衛』のための米軍駐留はより正当化される」からであるとしている⁵²。そして、米国は、ベトナムからの撤退、中国との国交正常化、台湾問題及び沖縄問題という一連の困難な外交課題について、それらの関係を認識し、巧みに自国の利益になるようにしながら、その目的を次々に達成していったのだとする。尖閣問題は、時代の文脈に合わせて、ヘンリー・A・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) の名言である「最も好ましい結果を生じさせるためのインセンティブと懲罰の組み合わせをつくり出す⁵³」のに使い得る、一つの現実すぎなかったとする。「1950年代、日本の『四島返還論』と共に北方領土問題という楔が日本とソ連の間に固定されたのと同様に、沖縄が日本に返還された1970年代には、尖閣列島というもう一つの楔が日本と中国の間に固定されたのである⁵⁴」と、原はいう。

新崎盛暉は、「アメリカは、沖縄返還以来、二つの中国への配慮や、日中間に紛争の種を残したほうが沖縄の米軍基地維持に役立つ等の思惑から、尖閣諸島は『日本国の施政の下にある領域』として安保条約の適用地域ではあるが、領有権問題については、中立との立場をとり続けている⁵⁵」としている。

孫崎亨は、「日本と周辺国の関係を見ても、ロシアとは北方領土、韓国とは竹島、中国とは尖閣諸島と、みごとなくらいどの国とも解決困難な問題がのこされていますが、これは偶然ではないのです。どんな国にも国境をめぐる対立や紛争はあります。しかし、日本ほど、その解決に向けて政府が動けない国はありません。それは米国に意図的にしくまれている面があるからです⁵⁶」と述べている。

また、防衛大学校長をつとめた五百旗頭真は、北方領土も含めた領土問題ととらえ、「領土問題は米国が埋め込んだ『氷塊』」であるとして、以下のように述べている。「第二次大戦後の新世界秩序をにらんだ (引用者注：ルーズベルト) 大統領は、(中略) 千島をソ連に、沖縄を中国に与えようとした。蔣介石が辞退したのに対して、スターリンは千島を要求し、北方領土問題は戦後史において日ソ間の溶けない氷塊となった。(中略)

領土問題の起源が米国の戦略であったとしても、今やどう対処していくかは日本の問題だ⁵⁷⁾としている。

さらに、五百旗頭は、1943年11月のカイロ会談におけるルーズベルト大統領と蒋介石とのやりとりについて、『一度ならず、中国が琉球を欲するかどうか』、大統領が好意をもって訊ねたのに対し、蔣の方が、米中両国による共同占領や信託統治なら同意する、と答えて、琉球の領有を辞退した⁵⁸⁾と1985年に著書で述べている。カイロ会談の内容が記録された米国の公文書「Foreign relations of the United States Diplomatic papers, The Conferences at Cairo and Tehran, 1943 (カイロおよびテヘラン会談議事録)⁵⁹⁾」にも、この二人のやりとりは書かれており、その内容は尖閣問題のみならず、沖縄の帰属問題にも影響を与えた重要な歴史的事実である。ハーバード大学で博士号を取得した台湾籍の国際法学者である丘宏達は、当時、中華民国が琉球の回収を要求せず、共同管理を提案したことは誤りではなかったとしたが、「カイロ宣言」の中に、琉球問題に対する自国の合理的な主張を書き込まなかったことは一大失策であったと指摘している⁶⁰⁾。カイロ会談の内容は、尖閣諸島のみならず、琉球諸島そのものの帰属に関しても、戦勝国である中華民国にも発言権があると主張する根拠となった⁶¹⁾。蒋介石が沖縄の領有を辞退したものの、米国との共同管理を提起したことは、米国が後に「中立政策」を決定する遠因ともなりえたと考えられる。

さて、以上、述べたように、尖閣諸島をめぐる米国の「中立政策」は意図的な戦略だとの主張が多い。しかしながら、米議会上院の沖縄返還公聴会の記録や国務省の文献集、『蒋介石日記』、『蔣経国総統文書』などから、米国が「中立の立場」を採った背景を調べた矢吹晋は、「尖閣諸島を含めて沖縄全体を日本に返還する」「但し返還は施政権のみ。領有権ではない」という米国の立場を「対外的に公表する」ことをリチャード・M・ニクソン(Richard M. Nixon)大統領が決断したのは沖縄返還協定調印の10日前だったと指摘している⁶²⁾。そして、それは「最初から意図した陰謀というよりは、苦し紛れの方策から生まれた窮余の一策にすぎないことは経過を見れば分かる⁶³⁾」と主張している。

春名幹男も、「ニクソン＝キッシンジャー外交は、沖縄返還協定調印の直前、台湾側の要求を入れて、尖閣諸島を含めた『沖縄諸島の施政権を返還しても、中華民国(台湾)の領有権の主張を侵すことはない』との政策をまとめていた。しかも、この政策は、日本側にきちんと説明されないまま、現在に至っている⁶⁴⁾」としている。繊維交渉担当で台湾を訪問したデヴィッド・M・ケネディ(David M. Kennedy)特使(前財務長官)が、蒋介石総統と次期総統の蔣経国から「沖縄返還の際、尖閣諸島を返還せず、そのままアメリカの施政権下に置くなら、繊維交渉で妥協してもいい⁶⁵⁾」との極秘提案を受けたことから、1971年6月7日、ニクソンとキッシンジャー、ピーター・G・ピーターソン(Peter G. Peterson)大統領補佐官(国際経済担当)の三者会談が行われた⁶⁶⁾。会談後、尖閣諸島の施政権は予定通り日本に返還されると伝えられた蔣経国は、米国政府は沖縄返還協定調印の際、「尖閣諸島の最終的地位は未確定であり、関係諸国によって決定される」と表明すべきだと要求した(1971年6月9日付ケネディ特使からピーターソン補佐官あて電報)と春名はいう⁶⁷⁾。結果的に、先にも述べたが、沖縄返還協定が調印された1971年6月17日、プレイ報道官は記者会見で「米国政府は、尖閣列島の主権について中国政府と日本との間に対立があることを承知している。米国はこれらの島々の施政権を日本に返還することは、中国の根元的な主張をそこなうものではないと信ずる⁶⁸⁾」と発言した。「つまり、米国は事実上、蔣経国の要求を受け入れたのだ⁶⁹⁾」と春名は述べている。

米国の「あいまい」戦略を、「オフショア・バランスング」戦略の一つの典型例と分析する豊下は、それを裏づける公文書や文献等を示してはいない。それに対して、矢吹は著書の中で、米国の公文書や『蒋介石日記』を引用しながら、米国の「施政権と主権の分離論」が、「意図した陰謀」ではなく「窮余の一策」であったと論証している。その根拠として、中華民国の駐米大使周書楷が1971年4月12日にニクソンを訪ねて離任の挨拶を行い、尖閣問題について、もし米国が国民党政権の利益を守らないならば、知識人や華人華僑が大陸の共産党政権の側になびくという内容の脅迫ともとれる強い主張を述べ、それを聞いて驚いたニクソンがキッシンジャーに対応策を指示したことにより、米国は「中立の立場を保持する」方針に転じたことと矢吹は述べている⁷⁰⁾。しかし、ニクソンは1971年4月に、周書楷からいわれるまで台湾側の主張を知らなかったとしても、筆者がマクロスキー発言を引用したように、米国内務省では1970年9月の段階で、主権については「関係当事者間で解決さるべき」という「中立」の立場をとる方向で一致していたと考えられる。

1971年4月に、ニクソンが周書楷から「尖閣諸島が沖縄の一部だとする国務省の声明はすでに暴力的な反

発を招いている。それは海外華僑の運動を招くであろう⁷¹』といわれたことから、同年6月7日に「施政権と主権の分離論」を「対外的に公表する」ことをニクソンが最終的に決断するまでを、矢吹は詳細に論証している。しかし、1971年4月以前に、國務省当局が「中立」を決定した「その背景は必ずしも明らかではない⁷²」としている。それに比べて、春名は、「台湾との繊維交渉進展のため、ひいてはアメリカ国内の繊維業者の支持をつなぎとめるため」の“経済問題”を指摘している⁷³。

しかしながら、台北の中央研究院近代史研究所の林満紅研究員は、国際シンポジウム「現代日中関係の源流をさぐる 再検証 1970年代」の報告で、『施政権は日本に帰するが、主権帰属は当事者間で解決せよ』との米国による釣魚台政策の背後にある正式な外交文書は、1971年5月26日の口上書（以下、5.26口上書）であり、台湾と米国の繊維交渉が原因ではない⁷⁴』旨を述べた。筆者は林が指摘する1971年5月26日に米国が中華民国宛に発出した「5.26口上書」の原本を確認できていないが、林によれば、その内容は、「1971年6月17日に米国と日本により沖縄返還協定が署名されるが、日本に返還される釣魚臺を含む沖縄の施政権については、サンフランシスコ条約第3条に基づき返還される。そのことは、中華民国による主権に関する主張を全く損じないものである」という。そして、米国が繊維交渉を早期に妥結するために尖閣問題を関連させることを構想するのは6月7日からであり⁷⁵、まさに5.26口上書の発出後であるとしている。したがって、林は、米国がとった中立政策の背景は、繊維交渉だけでなく国際情勢の変化だと主張した。矢吹も、「米国が『施政権と領有権との区別』論に転換したのは、まさに『1971年前半』に生じた国際情勢の激変が生じたからであった⁷⁶』と指摘している。「当時の国際環境の激変⁷⁷』とは、1971年7月にキッシンジャーが極秘訪中を行い周恩来と会談し⁷⁸、「沖縄返還協定に調印した6月17日の4ヵ月後、10月25日に国連安全保障理事会における中国代表権問題が決着⁷⁹」し、国連の代表権が中華民国から中華人民共和国に変更したことである。

米国の中立政策の背景については、筆者が矢吹にインタビューをした際、矢吹は以下の趣旨を述べた。

繊維交渉はもちろんだが、1971年10月25日に国連での代表権を中華人民共和国に奪われた台湾を安心させるために、アメリカによる台湾に対する何らかの配慮が必要だった。台湾は大陸からの攻撃を防ぐために米軍による尖閣諸島への駐留を継続してほしかった。それで、施政権が返還されたのちも、久場島と大正島は黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場として米軍が使用し続けることをアメリカは表明した。これは、アメリカによる台湾へのプレゼントとも言えたが、ニクソンとキッシンジャーの本当の狙いは、尖閣に対する中立政策を、国交正常化をしようとしていた北京の周恩来への手土産としたかったはずだ⁸⁰。

矢吹が明らかにした沖縄返還に関するポイントを、共同通信客員論説委員の岡田充は以下の3点にまとめている。

- (1) 領有権と施政権の分離は、進行中の繊維交渉と中国代表権問題でジレンマに陥ったニクソン政権の「窮余の一策」だった。
- (2) 米軍射爆場は、台湾の要求をニクソン政権側が受け入れた。
- (3) 米軍管理によって日本への返還を骨抜きにすることと、中華民国政府の安全保障を守るという「米国の約束」の象徴の意味があった⁸¹。

また、「分離論」は「窮余の一策」であったが、尖閣問題が日中間の火種になる中で、結果的に米国を「中立」「調停者」というベスト・ポジションに置く効果を発揮した。矢吹の述べる「重要な布石⁸²」に転化したのである。今から130年前、琉球処分をめぐり前米国大統領のユリシーズ・S・グラント（Ulysses S. Grant）将軍が日清両国の調停役を果たした⁸³ように、米国は「分離論」のおかげで今も調停者としてフリーハンドを握り続けると岡田は指摘している⁸⁴。

筆者も、米国の「施政権と主権の分離論」が「意図した陰謀」ではなく、「窮余の一策」に近いものであったと考えるに至っている。とはいえ、「尖閣は日米安保5条の適用範囲」として中国を牽制しつつ、「主権については特定の立場を取らない（takes no position）」と主張して、結果的には、日中間で米国がフリーハンド

を握る結果となっていることは否定のしようがない。

さらに、矢吹は『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』の中で、米国が台湾との約束を守る証とし、北京へのお土産の「象徴」ともなりえた二つの射爆撃場について、次のように述べている。

二つの射爆撃場が（中略）一説によると、返還以後一度たりとも実際には演習が行われた形跡がないという。（中略）

中国大陸から最も近い位置にある久場島 / 黄尾嶼、大正島 / 赤尾嶼を射爆撃場として使用しないことは、対北京を睨んだ緩和論戦に役立つ。（中略）

そこには二重の意味が込められていた。一つは、米軍が引き続き管理することによって日本への返還を骨抜きにすること。もう一つは中華民国政府の安全保障を守るという「米国の約束」の象徴として「射爆撃場を置き、米軍が引き続き管理する」という意味だ。それら二つの思惑を込めた「象徴としての米軍基地」だからこそ、そこに中国島名が残され、しかもその射爆撃場は実際には、その後用いられるには至らなかった。いかにも「象徴」にふさわしい基地ではないか⁸⁵。

矢吹が「象徴」とした二つの射爆撃場について、2010年10月に沖縄県選出の照屋寛徳衆議院議員が提出した「尖閣諸島と日米地位協定に関する質問主意書」に対して、菅直人首相が「答弁書」を閣議決定している。久場島と大正島が「黄尾嶼射爆撃場」「赤尾嶼射爆撃場」という中国島名で米軍による使用が合意されたこと。1978年6月以降は使用通告はなされていないが、米側から返還の意向は示されておらず、政府としては、両射爆撃場は、引き続き米軍による使用に供することが必要だと認識していること。地方公共団体の職員等が黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場への立入りを行おうとする場合には米軍の許可を得ることが必要であることなどが答弁されている重要な内容であるので、質問と答弁を並べて紹介する。

「質問」

二 尖閣諸島に属する久場島及び大正島は米軍提供施設・区域である。一九七二年五月十五日の日米合同委員会におけるいわゆる「五・一五メモ」によると、両島の島全体が米海軍の射爆撃場となっている。政府が両島を米軍専用の施設・区域として提供した年月日、同施設・区域の所有者及び地主数を示したうえで、現在でも米軍は両島を射爆撃場として使用しているのか明らかにされたい。

三 久場島及び大正島における射爆撃訓練は、一九七九年以降実施されていないようだが事実か。事実であれば、米軍は三十年以上にわたって提供施設・区域を使用していないことになるにもかかわらず、政府が両島の返還を求めてこなかった理由を明らかにされたい。なお、一九七九年以降、両島で訓練が実施されたのであれば、その年月日を明らかにしたうえで、係る訓練に対する政府の見解を示されたい⁸⁶。

「答弁」

二及び三について

久場島及び大正島は、昭和四十七年（引用者注：1972年）五月十五日に開催された、日米地位協定第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）において、日米地位協定第二条1（a）の規定に従い、それぞれ黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場として、米軍による使用が許されることが合意された。

久場島は民間人一名が、大正島は国が所有している。

黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場は、それぞれ陸上区域、水域及び空域で構成されており、日米合同委員会における合意において、米軍がその水域を使用する場合は、原則として十五日前までに防衛省に通告することとなっているところ、昭和五十三年（引用者注：1978年）六月以降はその通告はなされていないが、米側から返還の意向は示されておらず、政府としては、両射爆撃場は、引き続き米軍による使用に供することが必要な施設及び区域であると認識している⁸⁷。

「質問」

五 尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区に属している。行政区を預かる石垣市あるいは沖縄県が久場島及び大正島における実地調査を行う場合、施設・区域の管理者たる米軍の許可を得ることなく上陸は可能か政府の見解を示されたい⁸⁸。

「答弁」

五について

地方公共団体の職員等が黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場への立入りを行おうとする場合には、平成八年十二月二日の合衆国の施設及び区域への立入許可手続についての日米合同委員会における合意に定められている所要の手続に従って、米軍の許可を得ることが必要である⁸⁹。

2.2 尖閣諸島と日米安保条約5条

2012年9月の野田佳彦内閣による尖閣「国有化⁹⁰」以前までは、2008年12月の例外を除いては中国の公船は尖閣諸島から12カイリの領海には侵入せず、日本が実効支配している尖閣諸島の“現状”であった。ところが、「国有化」後の現在、その“現状”は変化をみせている。現在の中国側のいう「棚上げ⁹¹」によって「現状維持」という“現状”は、「国有化」以前のように日本の実効支配を黙認するのではなく、中国公船が領海に侵入することを常態化させ、中国も実効支配をしつつあるという“現状”である。さらにいえば、「日中が共に実効支配⁹²」しつつある“現状”である。それでもまだ、中国が一方的に実効支配している訳ではなく、日本の実効支配の度合いの方が強い“現状”である。しかし、10年後か20年後に、中国が経済的にも軍事的にも日本以上の強国になったとき、「領有権の問題は存在しない」という虚構に基づく対応で、果たして尖閣諸島を実効支配し続けることはできるのであろうか。

米国のオバマ政権は、2010年の尖閣諸島沖漁船衝突事件以降、尖閣諸島が安保条約第5条の対象であることを、以前よりも明確に表明しはじめた。しかし、尖閣漁船「衝突事件」の3週間前の2010年8月16日、共同通信は米国の尖閣諸島政策が変更された事実をスクープしていた⁹³と、米国の微妙な政策変更があったことを春名は指摘している。ブッシュ政権時代の2004年3月、当時の国務省副報道官は、記者会見で尖閣諸島政策を改めて明確に示した。その内容は以下の通りである。

- ① 尖閣諸島は1972年の沖縄の施政権返還以来、日本の施政権下にある。
- ② 日米安保条約第5条は、条約が日本の施政権下にある領域に適用されると明記している。
- ③ したがって、安保条約は尖閣諸島に適用される。

ウィリアム・J・クリントン (William J. Clinton) 大統領の時代に、ウォルター・F・モンデール (Walter F. Mondale) 駐日米国大使が、「尖閣諸島は安保の対象でない」かのような失言をしたこともあり、ブッシュ政権は改めて公式に米国政府の立場を示したのである。

ところが、2009年1月に発足したオバマ政権が、この三段論法の政策を微妙に変更していたのである⁹⁴。「オバマ政権は、①と②は明言するが、③についてはあえて米政府からは公言せず、質問されたら、『そうだ』と答えることにしたというのだ⁹⁵」。なぜ、オバマ政権は政策変更を踏み切ったのか、その理由を米政府は現段階で明らかにしていない。だが、金融危機で中国の協力を取り付けたいため、「中国を刺激しないよう配慮した」を関係筋は指摘している。つまり、対中融和政策だということである⁹⁶。

だが、2010年10月27日、ハワイで、前原誠司外相と会談したヒラリー・R・クリントン国務長官は、その後の記者会見で、明確にオバマ政権の尖閣諸島政策を再び変更した。政策を変更したとはいわないが、前期の三段論法①②③のうち③についてははっきりと声明し、「最初に明確に言うが、尖閣諸島は1960年の日米安保条約第5条適用範囲に入る」と述べたのである。それだけでなく、クリントン国務長官は、10月のベトナムの副首相兼外相との会談後の合同記者会見で、「米国は日中両国、両外相とともに、広範な問題を議論する三カ国会談を主催したい」と述べた。つまり、尖閣諸島問題の領有権問題は関係国同士で話し合って平和的に解決

してほしいという従来の米国の政策より、一步踏み出した発言であった⁹⁷。

にもかかわらず、尖閣は日本の領土だと趣旨を述べた2013年8月のマケイン発言に対して、米國務省のサキ報道官が「米国は（日本と中国の）どちらの側にも立たない。この立場は変わっていない」と述べたように、尖閣諸島の主権について、特定の立場をとらないという米国の主張は、一貫して変わっていないのである⁹⁸。

日米安保条約第5条は、日本の施政の下にある領域への武力攻撃に対して、自国の憲法上の規定、および手続にしたがって共通の危機に対処するように行動することを宣言するという内容である。したがって、現在、大韓民国（以下、韓国）が占領・実効支配している竹島は対象外である。

2030年には、中国のGDPは米国を抜いて、世界最大の経済大国になると米国の国会情報会議は予測している⁹⁹。当然、経済的にも軍事的にも、日本をはるかにしのぐ大国になると思われる。そのときに、万が一、中国側が武力を行使して尖閣諸島のどこかの島を一時的に制圧した場合、一時的ではあるが施政権は中国に移ることになる。その場合でも、安保条約5条を適用して、米軍が反撃をするかは非常に疑問であるといえよう。

2010年9月の尖閣諸島沖漁船衝突事件の際に、船長の「逮捕方針を主導した¹⁰⁰」とされる前原誠司元外相も、『政権交代の試練』の中で、以下のように述べている。

中国のGDPが日本の倍になって、相対的に米国と近くなってきた時には、他のことで中国とディール（取引）しなければならない状況が生まれてくる可能性が高い。そんな中で果たして米国が日本の肩を持つかどうかという、それは相当微妙な問題になってくると思います。ましては、約20年先の2030年代には中国のGDPは日本の五倍になるといわれています。さらに、その後、中国は米国のGDPをも抜き去り、2050年には日本の十倍以上にあるという予測さえあるのです¹⁰¹。

中国の軍事力分析に明るい平松茂雄も、「尖閣列島は、中国、日本、台湾の三カ国が関わっています。（中略）ところが、日本は台湾とは国交がないわけですから、非常に難しい、厄介な問題となります。アメリカとしては関与しようがない。ですから私は、尖閣列島の問題にはアメリカは関与しないという前提で考えなければダメだろうと思います¹⁰²」と述べている。

一方、米国の側でも、ジョセフ・S・ナイ（Joseph S. Nye, Jr.）と並んで「知日派二大巨頭¹⁰³」と称されるリチャード・L・アーミテージ（Richard L. Armitage）元國務副長官も、「尖閣諸島を想定した日米合同軍事演習」を否定した菅首相を批判して、「彼は（菅首相）は自分で何を言っているのか理解できていないのでしょうか。つまり、日米安保条約第5条に基づく、米国の責任を彼は理解しているとは思えないのです。いいですか、日本が自ら尖閣を守らなければ、（日本の施政下でなくなり）我々も尖閣を守ることはできなくなるのですよ¹⁰⁴」と発言している。このように、「日米同盟の守護神と見られている¹⁰⁵」アーミテージにして、尖閣が一時的にでも日本の施政下でなくなった場合は、安保条約第5条の対象外であるとの認識を示しているのである。

孫崎は、2005年10月に米国側の國務長官と国防長官、日本側の外務大臣と防衛庁長官の間で署名された「日米同盟 未来のための変革と再編」では、互いの役割・任務が規定され、日本の役割として「島嶼部への侵攻への対応」があるとしている¹⁰⁶。孫崎が指摘する「日米同盟 未来のための変革と再編」中の該当文章の日本語仮訳と英文は、以下の通りである。

日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対応を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される¹⁰⁷。

Japan will defend itself and respond to situations in areas surrounding Japan, including addressing new threats and diverse contingencies such as ballistic missile attacks, attacks by guerilla and special forces, and invasion of remote islands. For these purposes, Japan's defense posture will be strengthened in accordance with the 2004 National Defense Program Guidelines.¹⁰⁸

「つまり、尖閣諸島へ中国が攻めてきた時は日本の自衛隊が対処する。ここで自衛隊が守れば問題ない。し

かし守りきれなければ、管轄地は中国に渡る。その時にはもう安保条約の対象でなくなる。つまり米軍には尖閣諸島で戦う条約上の義務はない¹⁰⁹』と、孫崎は警告している。そもそも、1951年の旧日米安保条約作成の米側責任者のダレスは、1952年の『フォーリン・アフェアーズ (Foreign Affairs)』に掲載されている論文において、「The United States forces in Japan are authorized — but not required — “at the express request of the Japanese Government” to assist to meet such indirect aggression.¹¹⁰」(「日本国内の駐留米軍は、『日本政府による明示的な要請』が行われた場合、こうした間接的な侵略に対抗するため援助を行う権利をもっているが、それは必ずしも義務的なものではない¹¹¹)』と述べている。

今でさえ主権については「中立の立場」をとる米国が、一時的にでも施政権が中国に移った状況で、日本のために中国に反撃するとは考えにくいのではないだろうか。

3 「棚上げ」から海上事故防止協定の締結を 政策的処方箋への一視座

以上、述べたように、尖閣諸島の領有権に関して、米国は中立政策をとり、問題は双方で平和的に解決せよとの立場である。万が一、紛争が起きた場合、米国が日米安保条約5条を履行して反撃するかどうか不確定であると筆者は考えるに至っている。

尖閣諸島をめぐる艦船および航空機の対峙が「不測事態」を招きかねない現状を緩和するには、双方の主張の違いは棚上げにし、資源開発は共同で行なうことを目指して話し合いのテーブルにつくべきである。資源の共同開発については、猪間明俊が論文「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」の中で、石油・天然ガス開発が大変なリスク産業であり、世界中で共同開発が常態化している現状をふまえ、尖閣問題解決のための選択肢を示している¹¹²。2008年に日中政府間で合意されながらも進捗していない東シナ海ガス田を先に進め、信頼関係が醸成された後に、尖閣周辺についても協議の対象とすることを検討すべきだと筆者は考える。

2014年11月10日、習近平小国家主席と安倍総理との日中首脳会談が実現した。今後は、まず防衛当局間による「不測の事態の回避・防止のための取組¹¹³」を早急に進展させるべきである。特に、不測事態を防ぐためには、日中防衛当局間の海上連絡メカニズムを構築し、1993年に日本がロシア連邦との間に締結した「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定¹¹⁴」(以下、海上事故防止協定 Incident at Sea Agreement) のような協定を中国との間に締結すべきだと考える。海上事故防止協定に関しては、海上自衛隊幹部学校教官の石原敬浩2等海佐も、論文「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定 (INCSEA) の国際制度化を中心として」の中で、1972年に調印された「米ソ海上事故防止協定」の意義を高く評価している¹¹⁵。1998年には米国と中国の間でも、米中海上安全協議協定が調印されている。

日中間において、防衛当局による不測事態の回避のための取組が進み、様々な分野での交流が進展した結果として国民感情が相当に改善された段階で、日本側は、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません」との日本政府の「基本見解」は改め、「固有の領土」との表現は用いないようにすることを提起したい。とはいえ、「尖閣諸島は日本の領土である」ということは、あらゆる手段を尽くして主張し続け、国境を画定するための交渉をすべきであるだろう。現状を凍結する「新たな棚上げ論」は、不測事態から紛争事態に発展することを防ぐための短期的な解決策であるからである。

両者の主張が異なる領土問題を永久に棚上げにすることは、かえって問題を抱え続けることになりかねない。新たな棚上げ論によって、話し合いを行うことが可能な雰囲気ができれば、「合意がないという事実」から出発して、いかに合意できるかを考え¹¹⁶、何らかの形で国境を画定するための努力をすべきである。国境画定のための具体的な知恵は、名嘉憲夫の『領土問題から「国境画定問題」へ』に多くの示唆がある。

1985年4月に安倍晋太郎外相は「中国との間に尖閣諸島の領有権をめぐる解決すべき問題はそもそも存在しない¹¹⁷」と答弁し、尖閣諸島に関する領有権問題の存在を初めて否定した。しかし同時に、「中国が独自の主張を有しておりますことは御承知のとおりであります¹¹⁸」として、「日中間の境界画定等の問題¹¹⁹」については「中国側とも十分に意見交換を重ねる必要がある¹²⁰」と領土問題が事実上は存在するとも受け取れる答弁もしている。このような現実的な答弁をした安倍晋太郎の息子が現在の安倍晋三首相であることに「歴史の因縁を感じる¹²¹」と書いた筆者の論文「尖閣『固有の領土』論を超え、解決の道をさぐる」の掲載誌が刊

行されたのは2014年9月8日である。日中首脳会談実現に向けて11月7日に発表された合意文書には「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた¹²²」とある。安倍晋太郎が1985年に答弁した内容の文書化であるといえよう。

おわりに

尖閣諸島の主権をめぐる米国の「中立の立場」は、沖縄返還以前の1970年から一貫したものであり、2014年4月のオバマ来日時の共同会見によっても、変更されていないことが確認された。その遠因として、1943年11月のカイロ会談において、蒋介石が沖縄の領有は辞退したものの、米国との共同管理をルーズベルトに提案したことが米国の「中立政策」に影響を与えたのではないかと考えられる。また、「中立政策」は米国による意図的なものというよりは、1970年前後の国際情勢の大変化に対応した「窮余の一策」と考えられること等を本論文では論じた。

それらの背景をふまえ、オバマも重要性を繰り返した「平和的解決」に向けた取り組みとして、尖閣周辺の海域、および上空における不測の事態がエスカレートして危機的な状況が生じないように、防衛当局間の交渉を進展させ、信頼醸成を図ることが喫緊の課題であると考えられる。

¹ The White House Office of the Press Secretary For Immediate Release April 24, 2014 Joint Press Conference with President Obama and Prime Minister Abe of Japan Akasaka Palace Tokyo, Japan
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/04/24/joint-press-conference-president-obama-and-prime-minister-abe-japan>
 2014年11月8日閲覧。

² 魚釣島（釣魚台）、久場島（黄尾嶼）、大正島（久米赤島・黄尾嶼）、北小島、南小島という5つの島と沖ノ北岩・沖ノ南岩・飛瀬という3つの岩礁からなる総面積で約6平方キロメートルの島々。1970年頃は、尖閣列島と呼ばれることが多かったが、本論文では、現在一般的な呼称となっている尖閣諸島と呼ぶことにする。
 浦野起央『(分析・資料・文献) 増補版 尖閣諸島・琉球・中国』三和書籍、2005年、5～8頁。

³ 米国大使館 東京・日本 HP
<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20140522a.html> 2014年11月8日閲覧。
 前掲 The White House Office of the Press Secretary For Immediate Release

“PRESIDENT OBAMA: Our position is not new. Secretary Hagel, our Defense Secretary, when he visited here, Secretary of State John Kerry when he visited here, both indicated what has been our consistent position throughout. We don't take a position on final sovereignty determinations with respect to Senkakus, but historically they have been administered by Japan and we do not believe that they should be subject to change unilaterally. And what is a consistent part of the alliance is that the treaty covers all territories administered by Japan. So this is not a new position, this is a consistent one.”

⁴ 前掲 米国大使館 東京・日本 HP

前掲 The White House Office of the Press Secretary For Immediate Release

“In our discussions, I emphasized with Prime Minister Abe the importance of resolving this issue peacefully -- not escalating the situation, keeping the rhetoric low, not taking provocative actions, and trying to determine how both Japan and China can work cooperatively together. And I want to make that larger point. We have strong relations with China. They are a critical country not just to the region, but to the world.”

“At the same time, as I've said directly to the Prime Minister that it would be a profound mistake to continue to see escalation around this issue rather than dialogue and confidence-building measures between Japan and China.”

⁵ たとえば、「毎日新聞」2014年4月24日夕刊1面トップ記事など、主要各紙は1面で大きく報道した。

⁶ 英語名 Agreement between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands

⁷ 「尖閣列島の主権帰属に関する米國務省プレイングスプークスマン記者会見」『季刊沖縄』第63号、166頁。原文は以下の通り。

“The United States Government is aware that a dispute exists between the Governments of the Republic of China and Japan regarding the sovereignty of the Senkaku Islands. The United States believes that a return of administrative rights over those islands to Japan, from which those rights were received, can in no way prejudice the underlying claims of the Republic of China. The United States cannot add to the legal right of Japan possessed before it transferred administration of the islands to the United States, nor can the United States by giving back what it received diminish the rights of the Republic of China.”

⁸ 矢吹晋『沖縄衝突は沖縄返還に始まる』、花伝社、2013年、15頁。

豊下橋彦『「尖閣問題」とは何か』岩波書店、2012年、11～12頁。

⁹ 春名幹男『米中冷戦と日本』PHP研究所、2013年、26～33頁。

¹⁰ たとえば「共同記者会見の要旨」『読売新聞』2014年4月25日、7面など。

¹¹ 「尖閣に安保適用 米大統領初の明言」『朝日新聞』2014年4月25日、1面。

¹² たとえば、豊下橋彦『「領土問題」の戦略的解決と日本外交の『第三の道』を求めて』『現代思想』2012年12月号、40～58頁。

¹³ 豊下、前掲書。

¹⁴ 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、2005年。

¹⁵ 孫崎享『日本の国境問題 尖閣・竹島・北方領土』ちくま書房、2011年。

¹⁶ たとえば、春名、前掲書、35～36頁。

¹⁷ 「尖閣列島領有に関する米務省マクロスキー報道官の質疑応答」外務省仮訳、南方同胞援護会『季刊沖繩』第56号、157～158頁。同『季刊沖繩』第63号、165～166頁。

¹⁸ 前掲『季刊沖繩』第56号、157～158頁。前掲『季刊沖繩』第63号、166頁。

原文は “With respect to any conflicting claims, we consider this would be matter for resolution by the parties concerned.” である。

¹⁹ 昭和32年法律第160号「南方同胞援護会法」に基づき、1956年11月に設立された旧総理府の外郭団体である。対日平和条約にもとづきアメリカの管理下におかれている沖繩や小笠原島民に対し、政府としては微妙な国際関係から積極的に乗り出すことができない立場におかれている。そこで、民間の財団法人として「南方同胞援護会」という団体を設立し、沖繩の軍用地問題や日本復帰に対する援助、あるいは旧小笠原島民の帰島促進といったような問題について調査を行い、世論を喚起し、援護活動を実施した。さらに、米国に対する働きかけも行った。これは自民党の発案ではあったが、社会党その他の民間団体や在京の沖繩・小笠原関係団体代表も参加した。当初は財団法人で発足したが、1957年特殊法人に改組、1972年沖繩復帰に伴い解散した。

参照「月刊基礎知識HP」（本誌1958年版収録）

http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200210/topics01/topic01_02.html 2013年10月27日閲覧。

²⁰ 前掲『季刊沖繩』第56号、7頁。

²¹ 高橋庄五郎『尖閣列島ノート』青年出版社、1979年、103頁。

²² 『米上院沖繩公聴会の記録』Okinawa Reversion Treaty, Hearings before the Committee on Foreign Relations United States Senate, Ninety-Second Congress, October 27, 28 and 29, 1971, p.153. (筆者訳)。

その引用元は1971年5月23日付け『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された在米華人たちによる「ニクソン大統領および米国議会議員諸氏への公開状」（意見広告）「保衛釣魚台」である。

²³ 前掲『季刊沖繩』第56号、157～158頁。前掲『季刊沖繩』第63号、165～166頁。

原文は以下の通りである。

Answer: Under Article III of the peace treaty with Japan, the U.S. has administrative right over the “Nansei Shoto.” This term, as used in that treaty, refers to all islands south of 29 degrees north latitude, under Japanese administration at the end of the second world war, that were not otherwise specifically referred (原文ママ) to in the treaty. The term, as used in the treaty, was intended to include the Senkaku Islands.

Under the treaty, the U.S. government administers the Senkaku Islands as a part of the Ryukyu Islands, but considers that residual sovereignty over the Ryukyus remains with Japan. As a result of an agreement reached by President Nixon and Prime Minister Sato in November 1969, it is anticipated that administration of the Ryukyus will revert to Japan in 1972.

²⁴ 前掲『季刊沖繩』第56号、7頁。

²⁵ 尖閣列島研究会「尖閣列島と日本の領有権」『季刊沖繩』第56号、8～15頁。

²⁶ 尖閣列島研究会、前掲論文、12頁。

²⁷ 尖閣列島研究会「尖閣列島と日本の領有権」『季刊沖繩』第63号、7～8頁。

²⁸ 矢吹、前掲書、17頁。

²⁹ 「尖閣列島の主権帰属に関する米務省ブレイ・スポークスマン記者会見」前掲『季刊沖繩』第63号、166頁。原文は以下の通り。

“The United States Government is aware that a dispute exists between the Governments of the Republic of China and Japan regarding the sovereignty of the Senkaku Islands. The United States believes that a return of administrative rights over those islands to Japan, from which those rights were received, can in no way prejudice the underlying claims of the Republic of China. The United States cannot add to the legal right of Japan possessed before it transferred administration of the islands to the United States, nor can the United States by giving back what it received diminish the rights of the Republic of China.”

³⁰ 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題 日本の領土編入から今日までの経緯」『立法と調査』No.311、2010年12月、27頁。

³¹ 「中国が日本の主権侵害」尖閣巡りマケイン米上院議員『朝日新聞』2013年8月22日。

³² 米務省報道官、マケイン氏の「尖閣は日本領土」発言を否定 産経ニュース HP

<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130823/amr13082309180003-n1.htm>

2013年10月20日閲覧。

³³ 松本俊一『日ソ国交回復秘録』朝日新聞出版、2012年、124～127頁。

³⁴ 松本、前掲書、124～125頁。

³⁵ 松本、前掲書、124～127頁。

³⁶ 松本、前掲書、303頁。

³⁷ 松本、前掲書、305頁。

³⁸ 外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第5冊』外務省、2002年 デジタルアーカイブ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/DP0001/0009/0001/0005/0013/0001/index.djvu> 2014年11月17日閲覧。

³⁹ 外務省編纂、前掲書、デジタルアーカイブ

⁴⁰ 外務省編纂、前掲書、デジタルアーカイブ

⁴¹ 外務省編纂、前掲書、デジタルアーカイブ

⁴² 参議院 平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録 第10号、1951年11月5日。

- ⁴³ 同上。
- ⁴⁴ 原、前掲書、272～273頁。
- ⁴⁵ 戸丸廣安『知られざる北方領土秘史』第一企画出版、1991年、58頁。
- ⁴⁶ 田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』有斐閣、1993年、255頁。
- ⁴⁷ 保阪正康、東郷和彦『日本の領土問題』角川書店、2012年、42頁。
- ⁴⁸ 2013年7月1日、法政大学における筆者のインタビューに答える。
- ⁴⁹ 下斗米伸夫『日本冷戦史』岩波書店、2011年、305頁。下斗米は「ダレスによれば、沖縄と千島は同じ法的立場」と述べているが、北方四島は千島列島には含まれないというのが現在の日本政府の見解であり、筆者はここで千島の定義を論ずるつもりはない。ダレスの牽制が米国の意図的なものであったか否かを論ずるために引用したことを付記する。
- ⁵⁰ Richard de Villafranca, “Japan and the Northern Territories Dispute: Past, Present, Future”, *Asian Survey*, Vol.33, No.6, Japan: Redefining Its International Role (June, 1993), p.616.
 日本語は筆者訳。原文は以下の通り。
 “Dulles said that if Japan agreed to recognize Soviet sovereignty over the Kuriles, the U.S. would have an equal claim on the Ryukyu Islands based on Article 26 of the San Francisco Treaty, which stated that if a nonsignatory power (e.g., USSR) extracted terms more favorable from Japan than those accorded to the signatory powers, the U.S. could demand similar terms.”
- ⁵¹ 豊下、前掲書、64頁。
- ⁵² 原、前掲書、278～279頁。
- ⁵³ ヘンリー・A・キッシンジャー『外交（下巻）』日本経済新聞社、1996年、379頁。
- ⁵⁴ 原、前掲書、280頁。
- ⁵⁵ 新崎盛暉「国家『固有の領土』から、地域住民の『生活圏』へ——沖縄からの視点」『領土問題の論じ方』岩波書店、2013年、12頁。
- ⁵⁶ 孫崎亨『昭和史の正体』創元社、2012年、173頁。
- ⁵⁷ 五百旗頭真「領土問題は米国の埋め込んだ『氷塊』」『選択』2012年10月号、3頁。
- ⁵⁸ 五百旗頭真『米国の日本占領計画』上巻、中央公論社、1985年、163頁。
- ⁵⁹ Foreign relations of the United States Diplomatic papers, The Conferences at Cairo and Tehran, 1943 324頁(5)。
 “The President then referred to the question of the Ryukyu Island and enquired more than once whether China would want to Ryukyus. The Generalissimo replied that China would be agreeable to joint occupation of the Ryukyus by China and United States and, eventually, joint administration by the two countries under the trusteeship of an international organization.”
 「大統領（ルーズベルト）は琉球群島に関して言及した。そして中国が琉球群島を所有するか否かを一度以上聞いた。大元帥（蒋介石）は、中国は米中両国による共同占領に参加することに賛同し、やがては、国際組織による信託統治の下で両国の共同統治に参加することに賛同すると答えた」（筆者訳）。
<http://images.library.wisc.edu/FRUS/EFacs/1943CairoTehran/reference/frus.frus1943cairotehran.i0011.pdf> 2014年9月23日閲覧。
- ⁶⁰ 丘宏達「琉球問題研究」『政大法学評論』1970年2期、3頁。
- ⁶¹ 外交部声明1971年6月11日 中華民国外交部 HP
 「琉球群島に関しては、中・米・英等主要同盟国が1943年にカイロ宣言を発表し、また1945年のポツダム宣言においても、カイロ宣言の条項は履行されるべきであり、日本の主権は本州・北海道・九州・四国並びに主要同盟国が決定する諸小島に局限されるべきであると規定されている。故に琉球群島の未来の地位は、主要同盟国によって決定されるべきである。（中略）中華民国は対日作戦主要同盟国の一つであり、この協議に参加すべきである。しかるに、米国のこの協議を行わずに、突然に琉球を日本に返還することに対して、中華民国は極めて不満である」筆者訳。
http://www.mofa.gov.tw/News_Content.aspx?n=AA60A1A7FEC4086B&sms=60ECE8A8F0DB165D&s=F2FA00BAE6D1EBD5
 2014年9月28日閲覧。
- ⁶² 矢吹、前掲書、8頁。
- ⁶³ 矢吹、前掲書、36頁。
- ⁶⁴ 春名幹男「ホワイトハウス極秘テープを発掘スクープ 尖閣領有 アメリカは日本を裏切った」『文藝春秋』2013年7月号、261頁。
- ⁶⁵ 春名、前掲論文、261頁。
- ⁶⁶ FRUS (Foreign Relations of the United States), 1969-1976, Volume X VII ,China,1969-1972, Department of States, United States Government Printing Office Washington,2006. FRUS, 134 (『米国外交文書史料集 1969-1976 第17巻 中国 1969-1972』、文書番号134)。
- ⁶⁷ 春名、前掲論文、267頁。
- ⁶⁸ 「尖閣列島の主権帰属に関する米國務省ブレイ・スポークスマン記者会見」前掲『季刊沖縄』第63号、166頁。
- ⁶⁹ 春名、前掲論文、267頁。
- ⁷⁰ 矢吹、前掲書、28～29頁。
- ⁷¹ 前掲FRUS, 113 (前掲『米国外交文書史料集 1969-1976 第17巻』113)。
- ⁷² 矢吹、前掲書29頁。
- ⁷³ 春名、前掲論文、267頁。
- ⁷⁴ 2014年3月8日、東京大学駒場キャンパス18号館ホールで開催された国際シンポジウムでの林満紅による発表内容。
- ⁷⁵ 前掲FRUS, 133, 134 (前掲『米国外交文書史料集 1969-1976 第17巻』133, 134)。
- ⁷⁶ 矢吹、前掲書、76頁。
- ⁷⁷ 同上。
- ⁷⁸ 同上。
- ⁷⁹ 矢吹、前掲書、77頁。

- ⁸⁰ 2013年9月5日、筆者による矢吹晋へのインタビュー。
- ⁸¹ 岡田充「米国の『中立姿勢』の背景を解明 矢吹晋著『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』海峽兩岸論、第39号 2013年8月25日、21世紀中国総研HP。
http://www.21ccs.jp/ryougan_okada/ryougan_41.html 2013年10月20日閲覧。
- ⁸² 矢吹、前掲書、36頁。
- ⁸³ 英修道「沖縄帰属の沿革」『国際法学雑誌』1955年4月、3～40頁。
金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、1978年、268～269頁。
安岡昭男『明治維新と領土問題』教育社、1980年、150～152頁。
- ⁸⁴ 岡田、前掲HP。
- ⁸⁵ 矢吹、前掲書、48～49頁。
- ⁸⁶ 照屋寛徳「平成22年10月12日提出 質問第44号 尖閣諸島と日米地位協定に関する質問主意書」。
- ⁸⁷ 菅直人「内閣衆質 176 第44号 平成22年10月22日 衆議院議員照屋寛徳君提出尖閣諸島と日米地位協定に関する質問に対する答弁書」。
- ⁸⁸ 照屋、前掲質問主意書。
- ⁸⁹ 菅、前掲答弁書。
- ⁹⁰ 2012年9月11日、それまで私有地であった尖閣諸島の魚釣島・北小島・南小島を日本政府が購入したことが、尖閣「国有化」と呼ばれ、中国側による激しい反発を引き起こした。
- ⁹¹ 一般に、尖閣諸島問題における「棚上げ」とは、主張の違いを棚上げして、現状を維持し、中国側は日本の実効支配を黙認するかわりに、日本側は実効支配を強めることはしない「暗黙の了解」を指す。中国側はこの「暗黙の了解」を「黙契」という。
1972年9月の日中国交正常化交渉の首脳会談で、田中角栄首相が「尖閣についてどう思うか？」と提起したのに対し、周恩来総理は「尖閣諸島問題については、今回は話したくない」と「棚上げ」を提案し、田中もそれに反対せず、領有権問題は話し合わずに国交正常化に合意した。また1978年8月の日中平和友好条約締結時の園田直外相と鄧小平党副主席兼副総理との会談でも尖閣諸島の領有権については決着をつけなかった。同年10月25日、同条約の批准書交換のために来日した鄧小平は内外記者会見を行い、「こういう問題は、(中略)十年棚上げにしてもかまいません。我々のこの世代の人間は知恵が足りません。次の世代は、きっと我々よりは賢くなるでしょう。そのときは必ずや、お互いに皆が受け入れられる良い方法を見つけることができるでしょう」と述べた。
鄧小平記者会見「未来に目を向けた友好関係を」1978年10月25日。日本記者クラブHP
<http://www.jnpc.or.jp/files/opdf/117.pdf> 2013年8月1日閲覧。
- ⁹² 岡田充「中国公船の接近の意図は何か 2つの文書と3つのキーワード」海峽兩岸論、第40号 2013年9月6日、21世紀中国総研HP。
http://www.21ccs.jp/ryougan_okada/ryougan_42.html 2013年10月17日閲覧。
- ⁹³ 春名、前掲書、27頁。
- ⁹⁴ 春名、前掲書、27～28頁。
- ⁹⁵ 春名、前掲書、28頁。
- ⁹⁶ 春名、前掲書、27～29頁。
- ⁹⁷ 春名、前掲書、27～31頁。
- ⁹⁸ 米国務省報道官、マケイン氏の「尖閣は日本領土」発言を否定 産経ニュースHP
<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130823/amr13082309180003-n1.htm> 2013年10月20日閲覧。
- ⁹⁹ 中国、30年に最大の経済大国 米NIC予測 日本経済新聞HP 2012年12月10日。
http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM1007P_Q2A211C1FF1000/ 2013年8月25日閲覧。
- ¹⁰⁰ 岸本正人『日本の外交力 普天間、尖閣と抑止力』毎日新聞社、2013年、88～99頁。
- ¹⁰¹ 前原誠司『政権交代の試練』新潮社、2012年、69頁。
- ¹⁰² 平松茂雄、孫崎亨「〈対話〉中国の軍事力を読む」『公研』2010年4月号、52頁。
- ¹⁰³ リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイJ、春原剛『日米同盟 vs. 中国・北朝鮮 アーミテージ・ナイ緊急提言』文芸春秋、2010年、17頁。
- ¹⁰⁴ リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイJ、春原剛「アーミテージ×ナイ 共に中国と戦う用意はある」『文芸春秋』2011年2月号、276頁。
- ¹⁰⁵ リチャード・L・アーミテージほか前掲書、17頁。
- ¹⁰⁶ 孫崎亨『検証尖閣問題』岩波書店、2012年。53～54頁。
- ¹⁰⁷ 外務省ホームページ
ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、町村外務大臣、大野防衛庁長官、2005年10月29日2+2共同発表文「日米同盟：未来のための変革と再編」(仮訳)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html 2013年12月11日閲覧。
- ¹⁰⁸ 外務省ホームページ Security Consultative Committee Document U.S.-Japan Alliance: transformation and Realignment for the Future, October 29, 2005, by Secretary of State Rice, Secretary of Defense Rumsfeld, Minister of Foreign Affairs Machimura, Minister of State for Defense Ohno
<http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/security/scc/doc0510.html> 2013年12月11日閲覧。
- ¹⁰⁹ 孫崎、前掲『検証尖閣問題』53～54頁。
- ¹¹⁰ John F. Dulles, "Security in the Pacific", *Foreign Affairs*, Vol.30, January 1952, p.179
- ¹¹¹ ジョン・フォスター・ダレス「太平洋の安全保障と日米関係」梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む「フォーリン・アフェアーズ」の目』中央公論社、1993年、71頁。

- ¹¹² 猪間明俊「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」『世界』2011年3月別冊、36～44頁。
- ¹¹³ 防衛省『防衛白書 平成25年版』2013年、238頁。
- ¹¹⁴ 外務省ホームページ「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H5-2203.pdf> 2013年12月3日閲覧。
- ¹¹⁵ 石原敬浩「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定（INCSEA）の国際制度化を中心として」『波濤』2010年11月、23～24頁。
- ¹¹⁶ 名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』明石書店、2013年、221頁。
- ¹¹⁷ 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録 第5号、1985年4月22日。
- ¹¹⁸ 同上。
- ¹¹⁹ 同上。
- ¹²⁰ 同上。
- ¹²¹ 苫米地真理「尖閣『固有の領土』論を超え、解決の道をさぐる 国会会議録の政府見解の再検証をふまえて」『世界』2014年10月号、238頁。
- ¹²² 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html 2014年11月19日閲覧。

【参考文献】

日本語文献

- リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ J、春原剛『日米同盟 vs. 中国・北朝鮮 アーミテージ・ナイ緊急提言』文芸春秋、2010年。
- リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ J、春原剛「アーミテージ×ナイ 共に中国と戦う用意はある」『文芸春秋』2011年2月号、274～283頁。
- 新崎盛暉「沖縄は、東アジアにおける平和の『触媒』となりうるか」『現代思想』2012年12月号、148～157頁。
- 五百旗頭真『米国の日本占領計画』上巻、中央公論社、1985年。
- 五百旗頭真「領土問題は米国が埋め込んだ『氷塊』」『選択』2012年10月号、3頁。
- 石井明、朱建栄、添谷芳秀、林暁光編『記録と考証日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店、2003年。
- 石原敬浩「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定（INCSEA）の国際制度化を中心として」『波濤』2010年11月、19～25頁。
- 伊藤隆監修、百瀬孝著『史料検証 日本の領土』河出書房新社、2010年
- 井上 清『新版「尖閣」列島』第三書館、2012年。
- 浦野起央『（分析・資料・文献）増補版 尖閣諸島・琉球・中国』三和書籍、2005年。
- 猪間明俊「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」『世界』2011年3月別冊、36～44頁。
- 奥原敏雄「尖閣列島の領土編入経緯」『政経學會誌』第4号、1975年2月、7～47頁。
- 外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第5冊』外務省、2002年デジタルアーカイブ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/DP0001/0009/0001/0005/013/0001/index.djvu> 2014年11月17日閲覧。
- 外務省ホームページ「尖閣諸島についての基本見解」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html> 2014年8月1日閲覧。
- 外務省ホームページ「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H5-2203.pdf> 2013年12月3日閲覧。
- ヘンリー・A・キッシンジャー『外交（下巻）』日本経済新聞社、1996年。
- 岸本正人『日本の外交力——普天間、尖閣と抑止力』毎日新聞社、2013年。
- 栗山尚一「尖閣諸島と日中関係『棚上げの意味』」『アジア時報』2012年12月号、4～10頁。
- 瀬戸 厚『領土問題と歴史認識』スペース伽耶、2012年。
- 櫻井よしこ、山田吉彦「緊急対談『四島返還』1ミリも譲る勿れ」『WILL』2013年6月号、40～55頁。
- 自民党ホームページ「132 尖閣諸島の実行支配強化と安定的な維持管理」『J-ファイル2012自民党総合政策集』

41 頁。

- http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf 2013 年 12 月 1 日閲覧。
- 下斗米伸夫『日本冷戦史：帝国の崩壊から 55 年体制へ』岩波書店、2011 年。
- 朱建 栄「中国側から見た『尖閣問題』」『世界』2012 年 11 月号、103～111 頁。
- 春原 剛『暗闘尖閣国有化』新潮社、2013 年。
- 芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社、2010 年。
- 高橋庄五郎『尖閣列島ノート』青年出版社、1979 年。
- 田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』有斐閣、1993 年。
- ジョン・フォスター・ダレス「太平洋の安全保障と日米関係」梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む 「フォーリン・アフェアーズ」の目』中央公論社、1993 年
- 筈地真理「尖閣『固有の領土』論を超え、解決の道をさぐる 国会会議録の政府見解の再検証をふまえて」『世界』2014 年 10 月号、236～238 頁。
- 戸丸廣安『知られざる北方領土秘史』第一企画出版、1991 年。
- 豊下楯彦『「尖閣問題」とは何か』岩波書店、2012 年。
- 同『「領土問題」の戦略的解決と日本外交の『第三の道』を求めて』『現代思想』2012 年 12 月号、40～58 頁。
- 名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』明石書店、2013 年。
- 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題 日本の領土編入から今日までの経緯」『立法と調査』No.311、2010 年 12 月、27 頁。
- 南方同胞援護会『季刊沖縄』第 56 号、1971 年 3 月。
- 同『季刊沖縄』第 63 号、1972 年 12 月。
- 英 修道「沖縄帰属の沿革」『国際法学雑誌』1955 年 4 月、3～40 頁。
- 羽場久美子「尖閣・竹島をめぐる『固有の領土』論の危うさ」『世界』2013 年 2 月号、42～48 頁。
- 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、2012 年。
- 春名幹男『米中冷戦と日本 激化するインテリジェンス戦争の内幕』PHP 研究所、2013 年。
- 同「ホワイトハウス極秘テープ発掘スクープ 尖閣領有アメリカは日本を裏切った」『文藝春秋』2013 年 7 月号、260～268 頁。
- 平岡昭利『アホドリと「帝国」日本の拡大 南洋の島々への進出から侵略へ』明石書店、2012 年。
- 平松茂雄、孫崎享「〈対話〉中国の軍事力を読む」『公研』2010 年 4 月号、44～59 頁。
- 防衛省『防衛白書 平成 25 年版』2013 年。
- 保坂正康・東郷和彦『日本の領土問題』角川書店、2012 年。
- 前原誠司『政権交代の試練』新潮社、2012 年。
- 孫崎 享『日本の国境問題』筑摩書房、2011 年。
- 同『検証 尖閣問題』岩波書店、2012 年。
- 同『昭和史の正体』創元社、2012 年。
- 松井芳郎「歴史と国際法のはざままで——尖閣紛争を考える」『法学セミナー』2014 年 1 月号、30～35 頁。
- 松本俊一『日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実』朝日新聞出版、2012 年。
- 村田忠禧『尖閣列島・魚釣島問題をどう見るか』日本僑報社、2004 年。
- 同『日中領土問題の起源 公文書が語る不都合な真実』花伝社、2013 年。
- 安岡昭男『明治維新と領土問題』教育社、1980 年。
- 矢吹 晋『尖閣問題の核心』花伝社、2013 年。
- 同『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』花伝社、2013 年。
- 山田吉彦、井上和彦『尖閣 一触即発』実業之日本社、2013 年。
- 山田吉彦「東京都の尖閣諸島購入を支持する」『祖国と青年』2012 年 9 月号、22～32 頁。
- 琉球米民政府文書「米軍の射撃演習の地域と範囲」南方同胞援護会『季刊沖縄』第 56 号、150～157 頁。

英語文献

FRUS (Foreign Relations of the United States), 1969-1976, Volume X VII, China, 1969-1972, Department of States, United States Government Printing Office Washington, 2006. (『米国外交文書史料集 1969-1976 第17巻 中国 1969-1972』)

Okinawa Reversion Treaty, Hearings before the Committee on Foreign Relations United States Senate, Ninety-Second Congress, October 27,28 and 29, 1971. (『米上院沖縄公聴会の記録』)

Okinawa Reversion Treaty, Annex to Hearings before the Committee on Foreign Relations United States Senate, Ninety-Second Congress, October 27,28 and 29, 1971. (米上院沖縄公聴会の記録付属文書)

中国語文献

丘宏達「琉球問題研究」『政大法学評論』1970年2期、3頁。1～12頁。

徐勇「钓鱼島：东亚历史与地缘战略关系再探讨」『中国抗战与世界反法西斯战争纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利60周年学术研讨会文集（下卷）』1243頁。

中国新闻网ホームページ「习近平：进一步经略海洋 推动海洋强国建设」

<http://www.chinanews.com/gn/2013/07-31/5108322.shtml> 2014年8月10日閲覧。

罗欢欣「学者称钓鱼島系中国固有领土 有史为凭法理确凿」『法制日报』2012年9月25日。

刘江永「钓鱼島：主权归属的历史法理依据」『瞭望』2012年7月23日号、38～42頁。

廉德瑰「钓鱼島的所为“所有权”转移及其背后的经济因素」『国际观察』、2012年第6期。